

伊勢原市 森林整備計画書

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
(2023年)

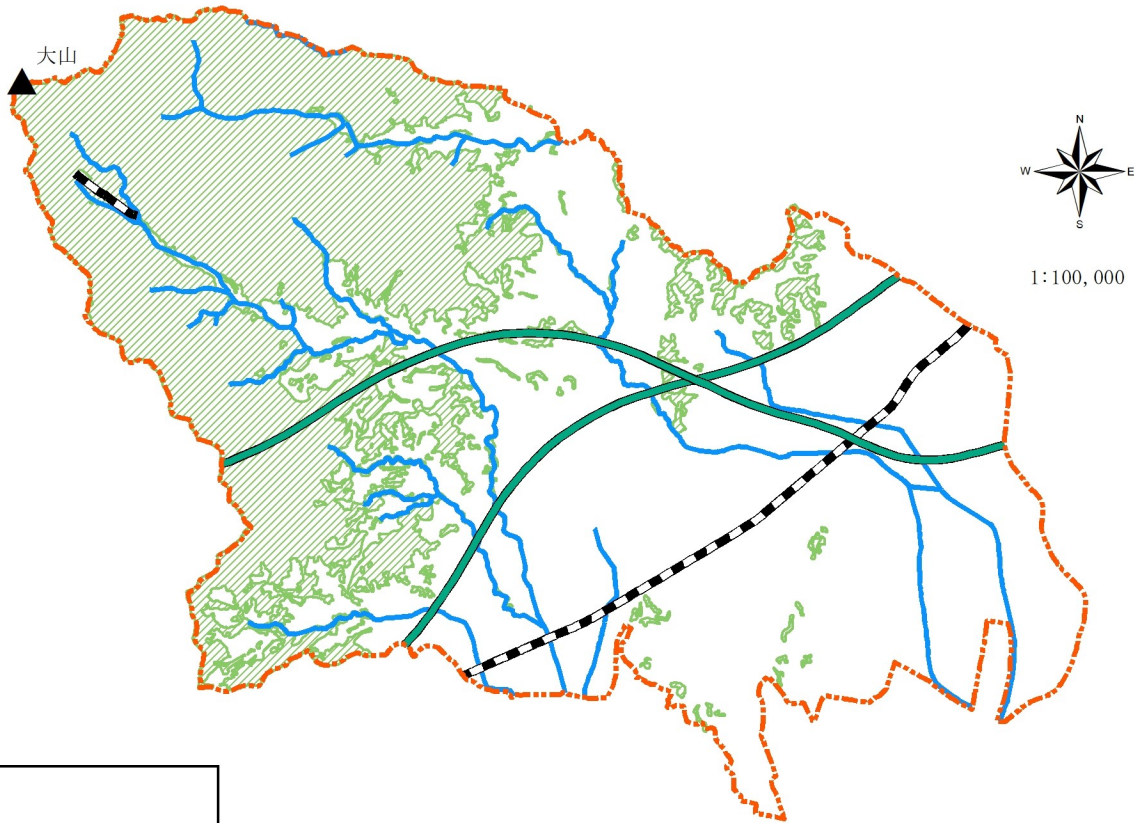
至 令和15年 3月31日
(2033年)



神奈川県

伊勢原市

伊勢原市位置図



凡例

- ▲ 山岳
- 河川
- 高速道路
- 鉄道
- ▨ 森林整備計画対象森林
- 市界

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	11
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	14
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5	その他必要な事項	15
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
3	その他必要な事項	17
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
3	その他必要な事項	21

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	22
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	22
5	その他必要な事項	22
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4	その他必要な事項	23
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	24
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3	作業路網の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	26
第8	その他必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	28
Ⅲ	森林の保護に関する事項	29
第1	鳥獣害の防止に関する事項	29
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林保護に関する事項	29

1	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	29
2	森林病虫害の駆除、予防の方針及び方法	30
3	森林火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	30
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	32
4	その他必要な事項	32
V	その他森林の整備のために必要な事項	33
1	森林経営計画の作成に関する事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	34
附属資料		伊勢原市森林整備計画概要図その1・その2



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

神奈川県のおお中央に位置する伊勢原市は、南部を平塚市、西部を秦野市、北東部を厚木市と接し、東西間に東名高速道路、国道246号、小田急電鉄が横断しており、東京からは東名高速を使用し自動車で約40分、鉄道を使用すると小田急小田原線で新宿から約60分の場所に位置し、距離にして東京から約50キロメートル、横浜から約45キロメートルの位置にあり、首都圏の近郊都市として重要な役割を担っている。また、2020年には新東名高速道路の伊勢原大山ICがオープンし、東京都・神奈川県東部・北関東方面から観光施設への所要時間が短縮することで、観光客の増加が期待されている。

市の総面積5,556ヘクタールのうち山林原野が約1/3を占め、その恵まれた自然環境と温暖な気候から、県内はもとより広く関東一円の人々の憩いの地となっている。

本市の森林面積は2,077.15ヘクタールで市の総面積の37.39パーセントを占め、このうち2,053.09ヘクタールの森林が神奈川地域森林計画（以下、「地域森林計画」という。）の対象民有林である。このうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は1,005.82ヘクタールであり、森林全体に対する人工林率は48.99パーセントとなっている。

本市の人工林は、昭和30年代の造林事業によってその多くが植林されており、適切な森林管理を実施していくことが重要な課題となっている。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、スギ・ヒノキの人工林、モミ・ブナに代表される貴重な天然樹林帯まで、バラエティーに富んだ林分構成となっている。これらの森林は、都市近郊に位置するため、手頃なレジャーの場所として周年多くの人々に利用され、良好で快適な自然環境とのふれあいの場を提供している。

さらに、流域の貴重な水源地として下流域に飲料水や農業用水等の豊かな水資源を供給している。

よって、これらの森林を適切に管理することは、様々なSDGsに貢献しており、地域に安全で快適な自然環境を提供するとともに、手入れの行き届いた森林として高い保水機能を発揮するなど、都市近郊の森林の持つ多面的機能を確保することになるため、森林の管理施業を積極的に推進し、自然環境の保全と公益的機能の確保に努めることとする。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と調和を図り、適正な森林の施業を実施して、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

【森林の区分と森林整備及び保全の基本方針】

森林の区分： 公益的機能別施業森林		
重視すべき機能	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
水源かん養機能 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落ち葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な生長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、複層状態の森林へ誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する。 ・山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留め等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能 保健文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。 ・史跡等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林。 ・騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林。 ・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され住民等に憩いと学びの場を提供している森林で教育的活動に適した施設が整備されている森林。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を促進する。 ・生活環境の保全、保健・風致の保存等のための保安林の指定や適切な管理を推進する。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

森林の区分： 木材等生産機能の維持増進を図る森林

木材等生産機能	・林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。
---------	--	--

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と調和を図り、適正な森林の施業を実施して、健全な森林資源の維持増進を図る。

②森林整備の推進方向

ア 水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林では、水源かん養機能及び山地災害防止機能の高度発揮を重視した森林整備を推進することとし、具体的には、山岳林など自然性の高い森林では、生物多様性の保全など自然環境の保全と再生及び森林土壌の保全など水源かん養保全機能の高度発揮を目指した整備を推進する。

イ 快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林

快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林では、快適環境形成機能及び保健文化機能の高度発揮を重視することとし、具体的には、市街地及びその周辺の平地林や森林とのふれあい施設を中心とした森林では、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じ森林整備を推進する。

ウ 木材等生産機能維持増進森林

木材等生産機能維持増進森林では、木材等生産機能の高度発揮を重視した森林整備を推進することとし、林道及び作業道からおおむね200m区域について、林木の生育が良好な森林、林道から効率的な木材生産が期待できる森林、木材生産機能が高くなるような森林を目指して森林整備を推進する。

③造林から伐採に至る森林施業の推進方策

高性能林業機械等を積極的に導入し、施業の効率化と労働強度の低減による労働環境改善等により生産性を向上させ、組織体制を整備する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力は、現在、伊勢原市森林組合（以下、「森林組合」とする。）が主な担い手となっている。しかし、近年の労働環境の変化により森林施業のための労働力が不足していることから、市全域において森林保育のための間伐施業は遅滞気味となっている。

これを解消するため、森林組合、森林所有者等がより一層密に連携して森林施業の合理化を図り、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、国、県、市の補助事業及び市単独事業を積極的に活用し、効率的な森林整備を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次表のとおりである。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注)標準伐期齢は、立木の伐採(主伐)の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での 森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)をする場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

なお、伐採(主伐)は、原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20ヘクタールを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行う。

(1) 単層林施業

単層林施業は、生長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギ又はヒノキの植栽を行う場合は花粉の少ない品種を選択するほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。

間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。

短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2倍に当たる林齢以上の時期に主伐を行う。

(2) 複層林施業

複層林施業は、常に一定以上の森林蓄積を維持し、複数の樹冠層を有する針葉樹－針葉樹の複層林を目指す。

単層林状態の期間は、概ね単層林に準じた施業を行い、上層木を間伐することにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、植栽により下層木を導入し複層林を造成する。

複層林状態の期間は、上層木及び下層木のそれぞれについて適時適切な間伐及び保育を行い、特に上層木の間伐については、下層木の生育状況に留意して行う。

上層木の主伐は、概ね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層木の保護に留意して慎重に行う。

(3) 混交林施業

混交林施業は、構成樹種が多様で階層構造が発達した針葉樹、広葉樹が主林木として混生する森林を目指す。

針葉樹単層林から混交林への誘導は、間伐を繰り返しながら、森林の現況や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせて天然下種更新による多様な広葉樹等の導入を促進することを基本とし、天然下種更新による広葉樹等の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した育苗を使用するように努める。

主伐を行う場合は、原則として皆伐を避け、択伐を行う。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30パーセント以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下の伐採)とする。

択伐に当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持し、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、次のア～カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。また、集材においても、林地の保全等を図るため、現地に適した方法により行う。

【作業システムの目安】

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20°以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね20～ 35°〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 〔概ね35°以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする。

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする。

【主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム】

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35°以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

3 その他必要な事項

主伐期を迎える地区の人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に示すとおりであり、植栽にかかる樹種については、スギは沢沿い～斜面下部(南斜面の乾燥した土壌を除く。)、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定する。

【人工造林の対象樹種】

人工造林の対象樹種		
区分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、ケヤキ、ミズキ等

注1)スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択するよう努めること。

注2)前表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県及び市と協議の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数。

植栽本数は、次表に示す方法を標準として決定する。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ヘクタール)	備考
スギ	ちゅうよう 中庸仕立て	2,500~3,500	—
ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500	—
スギ	そ 疎仕立て	1,000~1,500以上	—
ヒノキ	疎仕立て	1,500以上	—

注1)広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

注2)複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

注3)標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県及び市と協議の上、適切な本数を植栽する。

注4)法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行う。

【その他人工造林の方法】

区分	標準的な方法
じこしら 地拵えの方法	地拵えは、植付予定地の雑草木、笹類などの刈払いや、伐採木の末木枝などの片付けを林地全体に実施することを標準とするが、表土流出防止には特に留意する。
植付けの時期 及び方法	植付の時期は、早春の樹木が生長を始める直前を適期とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行う。 春植えの場合、樹種については、落葉広葉樹などを先にし、スギ、ヒノキの順で行う。常緑広葉樹は新芽の発育の終わった頃の梅雨期とする。 植付けに当たっては苗木の乾燥に注意し、コンテナ苗については、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図る。

(1) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、次の成立期待本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈以上のものに限る。)の成立を要件とし、伐採後5年以内に、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る。

【天然更新の対象樹種の成立期待本数】

樹種	成立期待本数(本/ヘクタール)
天然更新の対象樹種全て	10,000(5年生)

【天然更新の対象樹種】

人工造林の対象樹種		
区分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)
天然更新の対象樹種	大山モミ	クヌギ、大山ブナ、ミズキ等 その他高木性の在来樹種
萌芽による更新が可能な樹種	—	クヌギ、コナラ等 その他高木性の在来樹種

注1)前表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県又は市と協議の上、適切な樹種を選択する。

注2)市内全域の広葉樹林については、シイタケ原木の持続的な供給を図る観点から、クヌギ等の萌芽更新を推進する。萌芽更新の補助作業として、目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を一株当り2~3本残し、目的樹種が成立しない箇所については補植を行い、ヘクタール当りの生立本数を中庸仕立てで概ね4,000本とする。

(2) その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の

①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものが、ha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、必要に応じて行う天然更新補助作業の標準的な方法は次のとおりとする。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植等の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	ササ等の下層植生により、天然稚種の育成が阻害されている箇所について行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植込み	天然稚種等の育成状況を考慮し天然下種更新の不十分な箇所について行う。
芽かき	目的樹種の発生を考慮し、必要に応じて芽欠き、苗木の植込みを行う。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止し、国土保全や環境保全といった公益的機能の維持増進を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、原則として、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。

(堅果を持つ更新樹種による天然下種更新(重力散布)が期待できない)

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない。

(過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など)

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、

鳥獣害防止対策を検討することとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし。	必要に応じて現地確認等により明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

①人工造林の場合

1の(1)による。

②天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種のうち樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物【ササ、低木、シダ類、高茎草本等】の高さ)以上のものが1ha当たり10,000本以上想定されるものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 近年の風水害により倒木が発生した場合、その地区については、計画的な復旧を推進する。
- (2) 日向地区は、住民の憩いの場としての整備が要望されており、ふれあいの森への連絡道路となっている日向林道周辺においては、森林の持つ保健機能を増進するため、広葉樹の人工造林を推進する。
また、大山地区においては郷土樹種であり、近年、酸性雨等により立ち枯れが問題となっている貴重な大山モミや大山ブナについて、研究・育苗・植付を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進及び、林分の健全化、並びに利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次により定める。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ヘクタール)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法
			初回	2回目	3回目	
スギ	短伐期	2,500 ~3,500	15年	22年	30年	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じた時期とする。 ②間伐率 各回とも材積率の35パーセント以内の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。
ヒノキ	短伐期	2,500 ~3,500	18年	27年	35年	スギの①~④に準ずる。

※うっ閉：隣り合う林木の樹冠が相接、林冠に隙間がなくなった状態。

【標準的な間伐の間隔】

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	10年	15年
ヒノキ	10年	15年

注1)間伐の選木方法は、均一な林分が構成されるよう配慮する。

注2)間伐率は、1回当り材積率の35パーセント以内を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定める。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定める。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定める。この場合、必要に応じて主要な樹種、及び仕立ての方法別に定める。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては、 2年目、3年目には2回刈りを行う。)				<ul style="list-style-type: none"> 下刈は、造林木が雑草木より1m程度抜け出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1の場合は7月、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。
除伐	スギ	11年				<ul style="list-style-type: none"> 除伐は、下刈終了後に造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	11年				
枝打	スギ	1.5m 9年	3.0m 13年	4.5m 17年	6.0m 21年	<ul style="list-style-type: none"> 枝打は、概ね8～10年生になったら1回目を実施し、以降3～4回を標準に最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。 枝打はていねいに幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	1.5m 11年	3.0m 15年	4.5m 19年	6.0m 23年	

3 その他必要な事項

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の作業種別の標準的な方法による他、特に次の点に留意する。

(1) 間伐

林道等の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない人工林については、風害に留意し、間伐の繰返し時期を5年程度として、5～8パーセントの間伐率(材積)による間伐を実施する。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく、林木の生長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行う。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障を来たさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①区域の設定

水源かん養保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

②森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地の縮小、及び分散を図る。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、【別表2】により定める。

【伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

※標準伐期齢に10年を加えた林齢

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 区域の設定

次の、ア 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、イ 快適な環境形成の機能、又は ウ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風害防備保安林、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

ウ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

② 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小、回避を図るとともに天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、①のア～ウの森林の区域のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。それぞれの森林の区域については【別表2】により定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準は次のとおりとする。

区域の単位	基準
林小班(ポリゴン)単位で設定する。	次の①～④すべてに該当する森林 ① 現地が人工林 ② 平均傾斜が30度以下 ③ 林道等からの距離が200m以内にかかる林小班 ④ 制限林は除外

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じ主伐の時期や方法を定め、また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分		森林の区域			面積 (ヘクタール)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。		概要図その2			1, 893. 75
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	概要図その2			13. 37
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	概要図その2			132. 66
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	概要図その2			13. 31
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。		概要図その1			694. 42
特に効率的な森林施業が可能な森林。		図番	林班	小林班	該当なし
※制限林等除外区域を含む					

※神奈川地域森林計画付属資料 森林計画GISデータ(令和4年度樹立)より集計



【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ヘクタール)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	伐期の延長を推進すべき森林。	概要図その2 (水源かん養機能維持増進森林)	1,893.75
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。	長伐期施業を推進すべき森林。		
	複層林施業を推進すべき森林。 (択伐によるものを除く)	概要図その2(快適環境形成機能維持増進森林・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林※天然林を除く)	139.39
	択伐による複層林施業を推進すべき森林。	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	13.37
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林。	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (※天然林)	6.58

※神奈川地域森林計画付属資料 森林計画GISデータ(令和4年度樹立)より集計

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし。

(2) その他

既存の分収林契約地については、施業(伐採)に伴う土壌流出の防止等により各区分で重視する公益的機能の低下への配慮を行ったうえで、当該分収契約に定める施業を行うことができるものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

神奈川県が水源環境保全税を活用して実施する長期受委託制度の推進と連携し、森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、受託等を担う林業事業者の育成、行政からの働きかけによる小規模山林所有者の集約化を目的とした受託制度の活用合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の推進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施に当たっては、林業施業や木竹の販売、森林の保護や水源かん養等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市の森林は神奈川県の水源地環境保全再生施策の水源地の森林づくり事業により森林整備を進めているため、森林経営管理制度については当面活用する見込みはない。

水源地の森林づくり事業の終了を見据え、意向調査などの各種取組の実施を検討する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家総数は106戸であり、その多くが山林所有規模5ヘクタール未満の小規模な所有者となっている。一方、市内には約100ヘクタールという大規模な森林を所有している生産森林組合が4組合、10ヘクタール以上100ヘクタール未満の中規模な森林を所有している生産森林組合が5組合あり、市内の林業施業を考える上では重要な森林所有者となっているが、生産森林組合員の高齢化による世代交代が進んでいる。

このような状況下、森林施業を共同化し効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等、地域全体で共同施行推進体制を整備する。森林組合法に基づく森林所有者の共同組織である森林組

合は、本市の林業施策の中心的存在であり、また林業労働力の担い手でもあることから、森林組合へ積極的に施業を集約させることにより、森林組合の資本や執行体制整備等、組織体制の強化を図り、安定的な森林施業体制の構築を目指す。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市では、林家個人で伐採、造林、間伐など、森林管理のための施業を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難な現状である。よって、各所有者間で施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進しなければならない。

森林管理に消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけると共に、その集会等を利用して、啓発活動を推進する。

不在村森林所有者については、市及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林機能及び森林管理の重要性を認識してもらうと共に、林業経営への意欲拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成する。

- (1) 森林施業計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)全員により、各年度の当初に、年次別詳細な森林施業の実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者により実施する。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、全国森林計画に準じて次表を目安として選択する。

区分	作業システム	路網密度 (m/ヘクタール)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	—	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	—	85以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両作業システム	60以上	—	60以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域については、森林資源の状況、既存路網の整備状況等を勘案し設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)に則り開設する。

イ 基幹路網等の整備の方向

作業路の整備は、林業用機械の導入による労働強度の軽減など、作業の効率化による林産物の生産性を促進し、林業経営の改善を図るためには重要な基幹施設である。

また、森林空間の総合的な利用を推進し、都市近郊の森林の持つ多面的機能を有効利用するためにも重要な役割を果たしている。更に、本市のように森林所有形態が小規模である場合、林家各個による、きめ細かな森林施業を実施するためにもその整備が必要であり、既設の林道および作業路との調整を図りながら、計画的な整備を進めなければならない。

ウ 基幹路網の整備計画

既存の基幹路網の整備計画は、次の表に示すとおりである。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

【作業路網の整備計画】

区分	位置	路線名	延長(m)	利用区域面積 (ヘクタール)	改良 計画	備考
作業道	日向	猪の山 作業道	3,800	722	—	—
林道	日向	日向線	1,927	402	○	—
林道	子易	仁ヶ久保線	4,267	125	—	—
林道	大山	大山線	2,700	108	—	—
林道	三ノ宮	栗原線	900	52	—	—
林道	日向	御所の入線	500	111	○	—
林道	三ノ宮	高取線	2,197	113	—	—
林道	大山	笈平線	450	30	—	—
林道	三ノ宮	沢山線	935	76	○	—
林道	善波	諏訪入線	314	38	—	—
合計			17,990	1,777		

エ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、主として林業機械の走行を想定するもので、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、林業者等の特定の者が継続的に利用するものとする。その開設に当たっては、神奈川県が定める「神奈川県森林作業道作設指針」に従い開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「神奈川県森林作業道作設指針」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市の林家はその殆どが森林所有規模5ヘクタール未満と零細で、個人経営により安定した収入を得ることが困難である。このため、生活の基盤を他にする林家がほとんどで、次世代への経営引継ぎも行われないうまま、高齢化が進んでいる。従って、各所有者間の森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による、林業経営の健全化と安定化を目指すため、林道、作業路等の道路網整備を行い、生産コストの削減及び労働強度の低減を図る。

また、高性能林業機械の積極的な導入等により、作業の合理化及び効率化を図る一方、森林組合等林業事業体の作業班の編成を整備拡充する等、組織体質の改善を図り、組合員と一体となった協同組合として、効率的に機能を発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び作業班の通年雇用等、市内の林業労働力の確保を推進していく。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

ア 林業労働者の主たる就労の場である森林組合の雇用体制を維持するため、各種事業の受委託等の拡大を図りつつ、労働者の社会福祉、就労条件の向上を図られるよう関係団体に積極的な働きかけを行い、林業従事者の労働環境の改善、生活環境の向上を図る。

イ 市と森林組合が一体となって森林所有者や地域住民を対象にした林業体験教室等を行うことを通じて、林業の持つ社会的な役割・魅力や森林の持つ多面的機能について積極的に紹介していく。

②林業後継者等の育成

ア 県内外の木材価格の動向把握に努め、林家や組合に情報を提供すると共に、木材消費販路開拓のため、丸太柵等を原材料として使用する工事などでは、積極的に間伐材を利用し、この経済効果により林業経営の健全化を促す。

イ 各種林業補助施策を継続することにより、林業の活性化と収益性の向上に取組み、新しい林業技術等の普及、及び啓発、並びに後継者の育成に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林施業の実質的な拠点である森林組合においては、社会環境の変化による林業の収益性の低下から、森林組合独自で採算性を得るのが困難な状況となっている。将来の地域林業振興の基礎となる森林資源の確保や、自然環境の保全、水源林の確保整備といった公益的機能に対する社会的要請に答えるためには、将来にわたって森林を適正に管理することが重要である。

このため、森林組合においては、受注体制を整備し、事業量の確保と経営多角化による経営規模の拡大を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

労働強度の軽減及び生産コストの削減を図り、効率的で生産性の高い森林施業を実施するためには機械化が必要不可欠となっている。急傾斜のような地形条件や生育樹種等、本市の地域特性に適応した林業機械の導入を推進する。

(2) 高性能林業機械を主体とした林業機械の導入目標

高性能を主体とする林業機械の導入目標を次表に示すとおり設定する。

【林業機械化の概要】

施業の種類		現 状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	プロセッサ・ハーベスタ
集 材		小型集材機	自走式搬機・スイングヤーダ
運 材		林内作業車・グラップル	グラップル・フォワーダ
作業路開設		バックホウ(小型)	バックホウ(中型)
造 林 保 育 等	地 拵	人力・刈払機・チェーンソー	一貫作業システムの導入
	植 付	人力	同 左(コンテナ苗の導入)
	下 刈	人力・刈払機	同 左(機械軽量化)
	除間伐	人力・チェーンソー	同 左(機械軽量化)
	枝 打	人力・チェーンソー	同 左(機械軽量化)

上表により、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

(3) 林業機械化の促進方策

木材生産コスト削減のため、効率的な森林整備を進めるための高性能林業機械の推進を検討し、高性能林業機械を有効かつ効率的に使用できるオペレーターを育成するための研修会等への積極的参加支援等、林業における生産コストの低減及び安全性の確保を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の・流通・加工販売施設の整備方向

本市の人工林は、55年生～75年生のスギ林が多く、素材生産は森林組合を中心に積極的に行われているが、加工及び販売は県森林組合連合会木材共販所等の系統施設を利用している。

また、特に広葉樹林の施業によって産出されるミズキは、本市の伝統工芸品である「大山コマ」の原料であり、昭和50年代には大山地区内の3箇所(約2ヘクタール)に植栽された。これら造林された人工林が伐採時期を迎え、伐採・搬出等、素材の生産のための準備体制を整備すると共に、加工施設や倉庫等の整備を行い、特色ある地域林業の振興を図る。

素材生産量は木材価格低迷により減少してきたが、昭和30年代以降に植林された樹木が利用間伐時期に到達し、徐々に間伐材生産量が増加に転じている。このため、貯木場の確保、及び搬出路の開設、並びに機械保管庫等倉庫や加工施設の整備を推進するとともに、近隣組合との連携体制強化や、増産体制の整備を図ることとする。

特用林産物についてみると、本市の特産品のひとつであるシイタケは、現在も積極的に生産が行われているが、いずれも小規模な個人経営であることから、生産量はほぼ横這いとなっており、原木・おが粉については他地区から購入している状況である。また、施設の老朽化対策と後継者等の問題もあるため、今後については、生産体制と生産品種などを総合的に見直し、経理の合理化及び品質の向上を図ることに加え、農協との連携により、一層の販路拡大に努めて生産の振興を図るものとする。

また、近年の自然食品嗜好に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することによって地域特産品としての育成を図る。

(2) 木材の利用促進に関する事項

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物の木造・木質化を推進するとともに、民間の建築物についても木材の利用を促していく。

また、SDGs 実現のため、伊勢原市産材を積極的に紹介し、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、身近なものを木質に変える「ウッドチェンジ」や、木材の良さや利用の意義を学んでもらうという観点から、「木育」を積極的に取り組んでいく。

4 その他必要な事項

該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

神奈川県ニホンジカ管理計画の計画対象区域においては、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、伊勢原市内の対象森林全域について鳥獣害防止森林区域に定める。

なお、付属資料の市町村森林整備計画概要図に対象区域を図示する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる食害の恐れのある地域において人工造林を行う場合や、ニホンジカの採食による下層植生の衰退が見られる場合は、防鹿柵や単木的保護ネット等の設置を推進し、ニホンジカの食害等の防止を図る。特に、丹沢・大山地域においては、神奈川県が取り組むニホンジカの保護管理との連携を図りながら、必要な保護対策を講ずるものとする。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

2 その他必要な事項

市内には、ツキノワグマやニホンザルをはじめハクビシンなどの外来生物も含め、多種多様な野生生物が生息し、豊かな自然環境を形成している。しかし、集落周辺森林の利用形態が変化し、手入れ不足森林が増加することによって、様々な形で鳥獣害の発生が見られるようになっている。これらの被害は集落周辺の森林を適正に管理することによって、軽減することができると思われるため、森林の状況にあわせた、必要な対策を講じていく。

鳥獣害の防止の状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回を行い確認し、鳥獣害の防止が実施されていない場合は、林業事業者や森林所有者等に対する助言指導等を通じて、鳥獣害の発生を防止することに努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

1 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を実施する。また、野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、不要となった防鹿柵等の施設については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じ撤去を図る。

2 森林病虫害の駆除、予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等を図るとともに、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。また、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携をしつつ被害対策を図る。

3 森林火災の予防の方法

山火事を未然に防ぐため、発生頻度の高い市街地周辺の森林や自然公園等の立入者の多い地域において重点的に森林巡視を行うとともに、ポスター等を活用した予防啓発等に努める。

また、山火事が発生した場合、市地域防災計画に基づき対応するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

日向地区の森林のうち次表に掲げる森林については、森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用に供するため、適切な施業と施設の整備を一体として推進する。

【保健機能森林の区域】

区域名	森林所在		森林の林種別面積（ヘクタール）						備考
	位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
日向	日向	23、24、26林班	13.31	6.64	6.58	0	0	0.09	

※神奈川地域森林計画付属資料 森林計画GISデータ(令和4年度樹立)より集計

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく変化に富んだ色調を有する森林の維持・誘導を目的として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施する。

【保健機能森林の区域内の森林における施業の方法】

地区名	施業の区分	施業の方法
日向地区	伐採	次表の「特定広葉樹育成施業の方法」によるものとする。 択伐を原則とする。
	造林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
	保育	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 景観の向上に資するよう、必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。

【特定広葉樹育成施業の方法】

区分	施業の方法
特定広葉樹の樹種	カバノキ科、ブナ科(アカガシ亜属を除く。)、ニレ科、モクレン、バラ科、カエデ科、ツツジ科の樹種(外国産のものを除く。)とする。
伐採、造林及び保育の方法	<p>① 特定広葉樹の立木の伐採は、特定広葉樹の立木材積が100m³/ヘクタールを超える場合に限る。この場合にあっても、立木材積100m³/ヘクタールを確保する。</p> <p>② 特定広葉樹以外の樹種(一般樹種)の立木の材積が50m³/ヘクタールを超える場合の伐採は、その超える材積を下回らない材積の一般樹種の立木を伐採する。</p> <p>造林及び保育については、「Ⅱ森林の整備に関する事項」の「第2造林に関する事項」、及び「第3間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」に準ずるものとする。また、主伐後、特定広葉樹の萌芽更新等が十分でない箇所については、必要に応じて特定広葉樹の植え込みを行うものとする。</p> <p>その他、竹の侵入の著しい場所については、特定広葉樹の育成が阻害されないよう、竹の除去に努めるものとする。</p>

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林区域内の森林においては、次表に示す方法に従って、適正な施設の整備を実施する。

【森林保健施設の整備】

施 設 の 整 備	
① 整備することが望ましい施設	管理施設、デイキャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設。
② 留意事項	自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の利用に応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高においては、次表に示す。

【立木の期待平均樹高】

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
スギ	18	—
ヒノキ	18	
その他	14	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適正な管理、防火体制、防火施設の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備状況その他の地域から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域。

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域名	大字	林班	森林面積 (ヘクタール)	区域面積 (ヘクタール)
日向川流域	日向	21,22,23,24,25,26,27,28,29,30	623.77	813.84
	上粕屋	31,32,33	143.44	
	西富岡	34	10.22	
	東富岡・栗窪	35	36.41	
鈴川流域	大山	15,16,17,18,19,20	448.24	1201.00
	子易	10,11,12,13,14	349.02	
	三ノ宮	7,8,9	229.96	
	坪ノ内	4	34.64	
	善波	5,6	139.14	

※大字は概ねの位置を示す

※神奈川地域森林計画付属資料 森林計画GISデータ(令和4年度樹立)より集計

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法。
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び、IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。
- エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他森林の保護に関する事項。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林は、人々に潤いと安らぎをもたらすことから、「市民がふれあえる憩いの場」としての活用に努める。また、森林整備の推進により生産される間伐材等の森林資源について、地域産業との共同による新たな有効活用を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山林が多く残されている地区は、身近な生き物の生息・生育の場となっており、市民に良好な憩いの場を提供している。

これらについて、市民の自然擁護活動の啓発を促すものとする。

(1) 森林の総合利用施設の整備計画

該当なし。

(2) ハイキングコース沿いの森林整備

ハイキングコース沿いの森林については、眺望景観を維持するため、間伐、枝打を実施することで快適空間を創出し、ハイカーの誘客や地域住民等のレクリエーション・癒しにつながる森林づくりを推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、社会教育として、まちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

鈴川及び日向川の源流地区においては水土保持機能が高いことから、複層林施業を積極的に取り入れて、良好な水源林の確保をすることとする。

(3) 企業の社会貢献活動による取り組みに関する事項

森林の豊かな恵みを次の世代に引き継いでいくため、「かながわ森林再生50年構想」に賛同する企業・団体のCSR活動を推進し、協働で森林の再生に取り組むこととする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関や、森林経営の担い手である森林組合と密に連携し、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

(2) 市有林の整備

本市は、現在、人工林を中心に24. 26ヘクタールの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施していく。

(3) その他

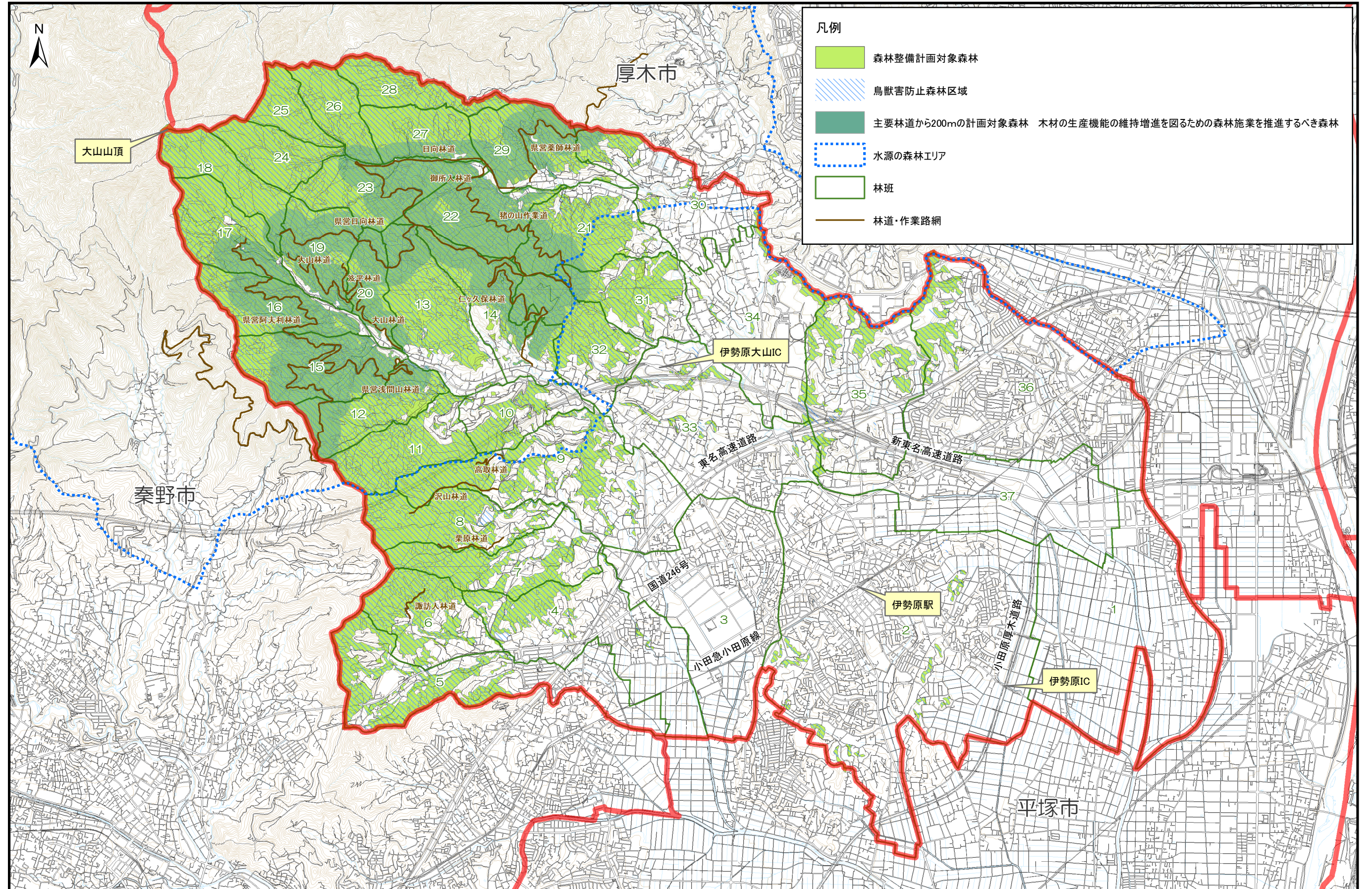
保安林その他法令によって施業の制限を受けている森林においては、当該制限にしたがって施業を実施する。

附属資料

○ 市町村森林整備計画概要図 その1、その2



1:50,000 0 1,000 2,000 4,000 m



伊勢原市森林整備計画概要図 その2
(令和5年 4月)

1:50,000 0 1,000 2,000 4,000 m

